

宮内庁訓令第6号

宮内庁幹部候補育成課程実施規程を次のように定める。

平成26年9月29日

宮内庁長官 風岡 典之

最終改正 令和4年9月15日宮内庁訓令第7号

宮内庁幹部候補育成課程実施規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宮内庁における幹部候補育成課程は、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）及び幹部候補育成課程の運用の基準（平成26年内閣官房告示第1号。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより運用する。

(適用の範囲)

第2条 宮内庁における幹部候補育成課程（以下「課程」という。）は、宮内庁の職員から対象者を選定するものとする。

(定義)

第3条 この規程に定める用語の定義は、法及び運用基準に定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施設等機関とは、正倉院事務所及び御料牧場をいう。

(2) 地方支分部局とは、京都事務所をいう。

(3) 監督者とは、宮内庁の内部部局にあっては職員の所属する課の長又はこれに相当する職員、施設等機関にあっては職員の所属する施設の長、地方支分部局にあっては当該部局の長をいう。

(管理体制)

第4条 宮内庁における課程対象者の育成が効率的かつ効果的に行われるよう、宮内庁長官を補佐し、課程の運用に関し必要な連絡調整等に当たる者として、課程管理者を1人置く。

2 課程管理者は、審議官をもって充てる。

3 課程の運用に関し、課程管理者を補佐する者として、副課程管理者を1人置く。

4 副課程管理者は、長官官房秘書課長をもって充てるものとし、職員に対する課程の運用に関し課程管理者が行う連絡調整等を補佐するものとする。

第2章 課程対象者の選定

(選定の基準及び手続)

第5条 副課程管理者は、毎年度1回以上、職員（課程対象者として選定されている職員を除く。）について、次の各号の要件を満たすか否かについて確認を行うものとする。

(1) 採用後、3年以上勤務しており、かつ、勤務している期間が15年を超え

ていないこと。

(2) 選定しようとする日以前における直近2回の能力評価の全体評語のいずれかが「優良」の段階以上であり、かつ、もう一方が「やや不十分」の段階以下でないこと（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度以上であると認められる場合を含む。）。

(3) 選定しようとする日以前における直近4回の業績評価の全体評語のいずれかが「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度以上であると認められる場合を含む。）。

2 副課程管理者は、前項の規定により前項各号のいずれの要件にも該当し、かつ、第4項に掲げる事項のいずれにも該当することを確認した職員に対し、課程管理者が定めるところにより、課程における育成の対象となることについての希望を表明できる機会を設けるものとする。

3 副課程管理者は、前項の規定により課程における育成の対象となることについての希望を聴取したときは、当該希望を表明した職員（第1項各号のいずれの要件にも該当し、かつ、次項に掲げる事項のいずれにも該当することを確認した職員に限るものとし、以下「希望者」という。）について、次に掲げる事項を取りまとめ、課程管理者に報告するものとする。

(1) 氏名、所属及び官職

(2) 報告日以前の勤務の記録（採用前の経歴又は資格等で課程管理者が必要と認めるものを含む。）

(3) 報告日以前における直近2回の能力評価の結果及び直近4回の業績評価の結果（民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証を含む。）

(4) 報告日以前1年以内の懲戒処分の有無

(5) 希望者の監督者の意見

4 課程管理者は、前項の報告があった者のうち、第1項各号に掲げる要件をいずれも満たす者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する者について、第7条の規模、前項第5号の意見を考慮した上で、課程の育成の対象とすることがふさわしいか否かを検討するものとし、その結果を受け、宮内庁長官は、課程における育成の対象となるべき者を選定するものとする。

(1) 報告日以前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。

(2) 宮内庁の内部部局での勤務経験があること。

(3) 宮内庁の内部部局の係長又は課長補佐の職制上の段階に属する官職（相当する官職を含む。）に任命されていること。

（選定の通知等）

第6条 前条第4項の規定により宮内庁長官が課程対象者を選定した場合には、課程管理者は、副課程管理者を通じて、選定された職員及び当該職員の監督者

に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 課程管理者は、希望者のうち、課程対象者として選定されていないことについて説明を求める職員に対し、当該職員の監督者その他の適当と認める職員を通じて、選定されていない理由を説明するものとする。

(課程の規模)

- 第7条 課程対象者については、毎年度、5人を超えない範囲の人数を選定するものとする。ただし、課程対象者としている者の数が相当程度少ない場合その他の5人とすることが適当でない認められる場合であって、課程の適切な運用が可能と認められる場合は、この限りでない。

第3章 引き続き課程対象者とするかどうかの判定

(定期的な判定)

- 第8条 副課程管理者は、半年ごとに、課程対象者（民間企業に派遣されていること等の事情により人事評価が行われない者その他の取りまとめが困難な者を除く。）について、次に掲げる事項を取りまとめ、課程管理者に報告するものとする。

(1) 氏名、所属及び官職

(2) 報告日以前における直近の能力評価の結果及び直近2回の業績評価の結果（民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証を含む。）

- 2 課程管理者は、前項の報告があったときは、課程対象者のうち、次の各号のいずれかの要件に該当すると認められる者（引き続き課程対象者とすべき特段の事情が認められる者を除く。）を取りまとめるものとし、その結果を受け、宮内庁長官は、引き続き課程対象者としなことを決定するものとする。

(1) 判定しようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下であること（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度であると認められる場合を含む。）。

(2) 判定しようとする日以前における直近2回の業績評価の全体評語がいずれも「やや不十分」の段階以下であること（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度であると認められる場合を含む。）。

- 3 前項のほか、課程管理者は、課程対象者のうち、次の各号の要件にいずれにも該当すると認められる者についても取りまとめ、その結果を受け、宮内庁長官は、引き続き課程対象者としなことを決定することができるものとする。

(1) 判定しようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が「良好」の段階であること、又は直近2回の業績評価のいずれかの全体評語が「やや不十分」の段階以下であってもう一方の全体評語が「良好」の段階であること（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度であると認められる場合を含む。）。

(2) 課程の適切な運用が可能となるような規模を勘案した場合に、他の課程

対象者と比して勤務実績が劣っていると認められるため、引き続き課程対象者としなことが適当であること。

(随時の判定)

第9条 副課程管理者は、課程対象者について、次の要件のいずれかに該当すると認められる場合には、その旨を課程管理者に報告するものとする。

(1) 課程対象者であることを希望しなくなったこと。

(2) 引き続き課程対象者とするのが不適切と判断される状態にあるものと認められること。

2 課程管理者は、前項の報告があった者について確認を行い、その結果を受け、宮内庁長官は引き続き課程対象者としなことを決定するものとする。

(判定の通知等)

第10条 第8条第2項若しくは第3項又は前条第2項の規定により宮内庁長官が引き続き課程対象者としなことを決定した場合には、課程管理者は、副課程管理者を通じて、当該決定の対象職員及び当該職員の監督者に対し、その旨を通知するものとする。

2 課程管理者は、前項の通知の対象職員(前条第1項第1号の理由により課程対象者としなことが決定された職員を除く。)に対し、当該職員の監督者その他の適当と認める職員を通じて、課程対象者としなことを決定した理由を説明するものとする。

第4章 課程の期間

(課程の期間)

第11条 課程の標準的な期間は、選定後課程に在籍した期間が15年経過するまでの間とする。ただし、特段の事情が認められる課程対象者については、当該期間を延長することができる。

2 前項の課程の標準的な期間を経過する前に、課程対象者が管理職(相当する官職を含む。)へ任命された場合には、当該課程対象者は、その任命時に課程を終了するものとする。

(終了の通知等)

第12条 副課程管理者は、課程対象者について、前条第1項の課程の標準的な期間を経過したと認められる場合には、課程管理者にその旨を報告するものとする。

2 課程管理者は、前項の報告があった者について、前条第1項の課程の標準的な期間を経過したと認められる者を取りまとめるものとし、その結果を受け、宮内庁長官は、課程を終了させることを決定するものとする。

3 前項の規定により宮内庁長官が課程を終了させた場合には、課程管理者は、副課程管理者を通じて、当該課程対象者及び当該課程対象者の監督者に対し、その旨を通知するものとする。

第5章 課程の内容

(課程対象者の配置に関する基本的な方針)

第13条 課程対象者が課程に属する期間中、その職務の遂行等を通じて、所管

行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力等の職務遂行能力を効果的かつ効率的に修得できるよう、計画的に、適時適切な業務等に従事させることを基本とする。

2 課程管理者は、前項を踏まえ、必要な連絡調整等を行うものとする。

(多様な勤務を経験する機会等)

第14条 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、他府省等における勤務を経験する機会等が原則として2回以上付与されるよう、必要な連絡調整等に努めるものとする。

(地方での勤務経験等)

第15条 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、施設等機関又は地方支分部局その他の地方所在の機関においても勤務をする機会等が付与されるよう、必要な連絡調整等に努めるものとする。

(内閣人事局が実施する研修への参加)

第16条 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、内閣人事局が実施する研修を計画的に受講できるよう、必要な連絡調整等を行うものとする。

(研修等)

第17条 宮内庁で実施する課程対象者に対する研修は、次のとおりとする。

(1) 係長級研修 宮内庁の内部部局の係長の職制上の段階に属する官職及びこれに相当する官職を占める課程対象者に対し、宮内庁の所管業務に関する知識を深めるとともに、業務管理に係る能力の向上を図ることを目的とする。

(2) 課長補佐級研修 宮内庁の内部部局の課長補佐の職制上の段階に属する官職及びこれに相当する官職を占める課程対象者に対し、宮内庁の所管行政を踏まえ、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を図ることを目的とする。

2 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、適切な時期に前項の研修を受講することができるよう、必要な連絡調整等を行うものとする。

第6章 課程の運用の特例

(中途採用職員を選定の特例)

第18条 経験者採用試験に合格し採用された職員及び法第36条ただし書に規定する選考により採用された職員(職制上の段階が宮内庁の内部部局の係長又は課長補佐の職制上の段階に属する官職又はこれに相当する官職に採用された者に限るものとし、以下「中途採用職員」という。)については、条件付採用期間を経過しており、かつ、人事評価以外の能力の実証により課程対象者として適当と認められる場合には、第5条第1項各号の要件にかかわらず、課程における育成の対象となるべき者として選定することができるものとする。

2 前項の規定により選定する場合は、第5条及び第6条に規定する手続を準用するものとする。

(中途採用職員及び相当の勤務経験を有する職員の育成の特例)

第19条 課程対象者に選定された中途採用職員及び相当の勤務経験を有する

職員に対しては、その職員の勤務経験、知識及び資格等を考慮し、相当と認める場合に限り第5章の勤務の機会等を付与し、又は研修を受講させれば足りるものとし、第11条第1項の課程の標準的な期間の経過前であっても、相当と認める場合には、課程を終了させることができるものとする。

2 前項の規定により終了させる場合は、第12条に規定する手続を準用するものとする。

第7章 雑則

(細則)

第20条 この規程の施行に際し必要な事項は、課程管理者が定める。

附 則

第1条 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

第2条 この訓令の施行の日から平成29年8月28日までの間は、第5条第1項第1号の規定の適用については、同号中「15年」とあるのは「18年」とする。

第3条 平成26年度における課程における育成の対象となるべき者の選定については、第7条の規定にかかわらず、60人を超えない範囲の人数を選定するものとする。この場合において、相当の勤務経験を有する課程対象者については、第19条の規定に基づき、相当と認める場合に限り第5章の勤務の機会等を付与し、又は研修を受講させれば足りるものとし、第11条第1項の課程の標準的な期間の経過前であっても課程を終了させることができるものとする。

附 則 (令和2年12月24日宮内庁訓令第6号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月15日宮内庁訓令第7号)

第1条 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 職員を選定しようとする日以前における直近2回の能力評価及び直近4回の業績評価の全体評語の全部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員を選定の基準については、なお従前の例による。

第3条 職員を選定しようとする日以前における直近2回の能力評価及び直近4回の業績評価の全体評語の一部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの訓令による改正後の宮内庁幹部候補育成課程実施規程第5条第1項の規定の適用については、同条第1項(2)中「「優良」とあるのは「上位の段階又は「優良」と、「やや不十分」とあるのは「下位の段階又は「やや不十分」と、同項(3)中「4回の業績評価の全体評語のいずれかが「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「3回の業績評価(令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除いた回数業績評価)」とする。

第4条 職員を引き続き課程対象者とするかどうかの判定をしようとする日以前における直近の能力評価及び直近2回の業績評価の全体評語の全部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員を引き続き課程対象者とするかどうかの判定の基準については、なお従前の例による。

第5条 職員を引き続き課程対象者とするかどうかの判定をしようとする日以前における直近2回の業績評価の全体評語の一部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る業績評価の全体評語となる間におけるこの訓令による改正後の宮内庁幹部候補育成課程実施規程第8条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項(2)中「がいずれも」とあるのは「の一方が下位の段階であってもう一方が」と、同条第3項(1)中「のいずれかの全体評語が「やや不十分」の段階以下であってもう一方の全体評語が「良好」の段階」とあるのは「の一方の全体評語が下位の段階であってもう一方の全体評語が「良好」の段階であること若しくは一方の全体評語が中位の段階であってもう一方の全体評語が「やや不十分」の段階以下」とする。